

令和6年度千葉市・市原市工場夜景プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度千葉市・市原市工場夜景プロモーション業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、本業務を受注したものが、契約締結後に遵守すべき業務に関する事項を示すものである。千葉市・市原市（以下「2市」という。）の令和6年度千葉市・市原市工場夜景プロモーション業務委託の企画提案に当たり、提案する事項や契約書に定めるものの他、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

3 業務の目的

- ・ 2市内外への工場夜景の魅力発信並びに興味の誘因及び醸成
- ・ 高付加価値化した工場夜景観光コンテンツの造成、催行

4 期待する効果

- ・ 2市内外での工場夜景の認知度向上
- ・ 企業、工場、レストラン等との連携による観光コンテンツ造成の促進
- ・ 企業等関係者との協力体制の構築

5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

6 業務内容

(1) 2市の工場夜景を観賞するイベントの実施

2市の工場夜景をプロモーションするため、工場夜景観賞イベントを2回以上実施すること。

| | |
|----------------|---|
| ターゲット (参加者) | 市民、観光客、写真及びカメラ愛好家等 |
| 主な目的 | 2市の工場夜景をPRすることで、工場夜景に親しみや興味を感じていただくと共に、2市の工場夜景のファンになっていただくこと。 |
| 開催場所 | 2市の工場夜景観賞スポット ※陸路で2市を巡ることは求めない。 ※各市で1回以上開催すること。なお、市原市で開催する際は、1回以上は養老川臨海公園を観賞スポットに含めること。 |
| 開催時期 ・回数 | ・ 11月～2月の間に2回以上（2月23日の工場夜景の日を考慮すること）開催すること。また、開催時期については発注者と協議の上、決定すること。 |
| 参加者の 募集方法 | ・ 市内外に広く募集を行うこと。 ・ 受注者は、必要に応じて、参加者の募集、申し込みの受付、旅行契約の締結を |

| | |
|------|--|
| | <p>行うものとする。また、参加者からの問い合わせ対応等は原則受注者の責任において実施することとし、以下の体制をとることを想定する。なお、問い合わせがあった場合は、内容を記録し発注者へ報告すること。</p> <p>○8時30分から17時30分まで（土日祝日、年末年始を除く）</p> <p>○電話、FAX、メールを対応媒体とし、メールについては土日祝日関わらず24時間受信可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各イベントに応じた定員を設定した上で、最少催行人数を設定すること。 ・参加者の募集告知に当たっては、2市内外に効果的にPRすること。 <p>《参考》下記の広報媒体の活用も可能。</p> <p>千葉県 市政だより（原稿〆切：掲載希望月の約2か月前）</p> <p>観光プロモーション課 X（アカウントフォロワー数 66,500人）</p> <p>市原市 広報いちほら（原稿〆切：掲載希望月の1か月前）</p> |
| 参加料金 | 実費分の参加費を求めることは差支えないものとする。 |
| 参加人数 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント内容の性質によりふさわしい人数を設定すること。 ・企業の負担にならないよう、人数設定すること。 ・上記のことを鑑み、その中でできる限り多くの方が参加できるよう、検討すること |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・参加者へ配布するアンケートを作成し、回答依頼・集計・分析を行うこと（事業報告書に記載）。また、受注者の経験、知見より考察し、報告すること ・工場夜景観光を高付加価値化する為、以下の点に留意し、造成を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 千葉県で催行するイベントについては、工場夜景クルーズを必須とし、工場夜景に限らない「夜景観賞スポット」も組み込むこと。同日に複数イベントを催行することも可能とする。また、参加者の費用負担を軽減する為、移動手段はバスを使用しなくともよい。 <p>例：①工場夜景クルーズ×夜景観賞付きレストランディナー（レストランを複数確保し参加者の選択制にすることも可能）</p> <p>②工場夜景クルーズ×夜景観賞スポットでの写真撮影講座 等</p> <p>付加価値を高める取組みとして「夜景観賞付きレストランディナーでは窓際の席を確保する」等の提案があるとよい。</p> <p>なお、天候不良等により工場夜景クルーズが催行されない場合に備えて、代替案を用意すること。</p> イ 市原市で催行するイベントについては、工場夜景の観賞単体ではなく、工場・企業見学等「工場」と関連のあるコンテンツを組み合わせること。 |

（2）船舶の運航・手配

クルーズ船を用いるイベントを実施するに当たり、受注者は次の事項を行うこと。

ア 運航する航路及び接岸場所の設定

- イ 港湾利用や不定期航路の許認可・届出等
- ウ 運航や接岸に必要な設備の整備・確保
- エ その他、船舶の運航に係るすべての業務

※ 運航に当たっては、参加者、スタッフの安全性の確保を第一とすること。

※ 視察・イベントの実施に係る許認可などの手続きは受注者にて行うこと。ただし、港湾管理者との事前調整など手続きがスムーズに進むよう、発注者は支援を行うものとする。

※ 運航するルートは、実際にイベントで使用する船舶で必ず1回以上下見を行い、安全な運航に努めること。ただし、通常運航しているルート及びそれに類するルートを運航する場合にはその限りではない。また、参加者に対し、できる限りまんべんなく、MC等が聞き取れるよう、機材や設定の検討をする。

(3) 安全管理

訪問先との事前打ち合わせ及び現地確認を行い、見学場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

なお、旅行保険には必ず加入すること。

(4) その他の業務

- ア その他、視察・イベント全般に関する企画・調整・手配・運営管理（旅程管理を含む）
- イ 業務実施体制の構築
- ウ 千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会との打ち合わせ
- エ 事業報告書の作成・提出

(5) 不可抗力等による視察・イベントの中止等について

ア 不可抗力等により視察・イベントを実施できない場合の費用負担は、別途協議するものとする。

イ 申込者が最少催行人数に達せず、イベントを中止した場合、中止に伴い新たに発生する経費は受注者の負担とする。なお、委託料の範囲内で再度イベントを企画し実施することを妨げない。

(6) イベント実施に当たっての留意事項

ア クルーズについて

工場夜景クルーズについて、実施時期・航路等可能な限り欠航リスクに配慮したコースとすること。なお、クルーズで使用する船は千葉港遊覧船「あるめりあ号」とする。

イ 天候リスクへの対策（代替プラン及び予備日の設定）

天候リスクを考慮した視察・イベント内容とすることし、悪天候により内容の一部が実施できないことが見込まれる場合には、代替プランを予め設定しておくこと。なお、代替プランの設定に当たっては、当初の参加者の属性に配慮すること。また、業務の目的を鑑み、工場夜景観賞が困難であると判断される場合には別日に開催できるよう、予備日を設けておくこと。

7 業務実施の条件

(1) 基本事項

ア 必要に応じ、関係機関等との協議に同席するとともに、関係資料、申請書類を作成・提出すること。

イ 運営に関わる人数及び物品数、物品内容は、関係機関等との協議により変動する。

ウ 実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の安全衛生に関する管理については、受注者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

エ 受注者は、発注者との認識の共有を図ることを目的とし、定例的な進捗、課題等に関する報告を行い、必要に応じて発注者の指示を仰ぐこととする。なお、打合せを実施した際は、速やかに議事録を作成し、発注者の確認を得ること。

（2）業務実施計画書の作成

ア 本業務委託契約締結後、5日以内に、以下の内容を実施計画書としてまとめ、発注者の承認を得ること。また、業務従事者を選定するに当たり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置すること。

（ア） スケジュール（契約締結日から実績報告書を提出するまでの工程表）

（イ） 実施管理責任者、連絡実務担当者及び各業務担当者の一覧表

（ウ） 外部協力者（下請業者等）がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表

（エ） その他、発注者が必要に応じて指定する書類

※ 上記に定める書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、変更した実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

※ 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と協議を行い、業務内容について十分な理解を図ること。

イ 実施計画書は、Microsoft Word、Excel 又は Power Point のいずれかで作成し、閲覧かつ印刷可能な形式であることとし、A4判で作成することを原則とする。

ウ 実施計画書は、書面で1部提示するとともに、電子データでも提出すること。

8 受注者及び業務従事者の責務

（1）受注者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、発注者の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。

（2）業務遂行に当たり、必要となる資料等については、発注者が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、発注者の承認なしに本業務以外の目的に使用してはならない。また、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

9 実績報告・成果品の提出

（1）受注者は、業務終了後、速やかに以下のものを発注者へ提出すること。

ア 成果品

事業報告書（A4カラー）※10部及びデータ（CDディスクに保存したもの）

※下記内容をまとめた内容とすること。

- ・業務実施内容
- ・イベント参加者の募集方法・決定、実施状況
- ・アンケートの集計、分析結果及び考察
- ・イベントの実施結果、効果検証及び考察

- ・「6 業務内容（1）2市の工場夜景を観光するイベントの実施 その他」工場夜景観光を高付加価値化する為に取り組んだ内容に対するフィードバック
- ・業務実施を通して得られた2市の工場夜景観光に対する課題等
- ・イベント協力事業者等からの意見

イ アンケート用紙原本

ウ 業務中に撮影した写真及び動画データ（電子データ）

エ その他当該業務において作成した成果物

（2）納品先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会事務局（千葉市観光プロモーション課内）

（3）納品時期

令和7年3月31日（月）までを原則とするが、契約締結後、視察・イベントの実施時期等を踏まえ、発注者との協議により決定するものとする。

※ 成果物の提出に当たっては原則、事前に発注者の確認を受け、承認された上で提出期限までに提出することとする。

10 委託料

本事業の委託料の支払いは、業務完了検査後、一括払いとする。また、本事業の委託料には以下を含むものとする。

- （1）事業実施に係る事務諸経費
- （2）その他、事業の実施に必要な経費

11 留意事項

- （1）本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受注者の提案内容に従い、契約締結後詳細な打ち合わせにより発注者、受注者双方合意の上、決定する。なお、提案内容は提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容のすべてを採用して契約締結するとは限らないものとする。
- （2）受注者は、本業務の遂行上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- （3）委託料の支払い方法は、契約期間終了後に受注者が発注者に請求するものとし、発注者は請求を受理した日から30日以内に委託費を支払うものとする。

以上